

令和6年度

阿蘇圏域自立支援協議会全体会  
資料

■目次■

報告事項

- (1) 専門部会活動状況報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 阿蘇圏域基幹相談支援センター設置プロジェクトチーム活動状況報告・・ 6
- (3) 阿蘇圏域地域生活支援拠点等運用状況の検証及び検討報告・・・・・・・・ 7
- (4) 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況に関する報告・・・・・・・・ 9

協議事項

- (1) 阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱の提案について・・・・・・・・ 12
- 阿蘇圏域自立支援協議会設置要項等・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

## 報告事項

令和6年度の自立支援協議会の活動について下記の日程で行いました。

開催日	組織	主な協議内容・活動内容
R6. 5. 31	第1回阿蘇郡市市町村障がい福祉担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度の活動内容、スケジュール</li> <li>・阿蘇圏域自立支援協議会設置要項について</li> <li>・阿蘇圏域地域生活支援拠点整備事業対応マニュアルについて</li> <li>・阿蘇郡市身体障害者体育大会について</li> </ul>
R6. 6. 14		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回阿蘇圏域相談支援事業所連絡協議会に参加</li> <li>※相談支援部会担当小国町出席</li> </ul>
R6. 7. 11	阿蘇郡市子ども部会担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成メンバーの選定について</li> <li>・児童発達支援センターにおける中核機能事務所の選定について</li> <li>・個別サポート加算Ⅲの創設に伴う阿蘇圏域での対応について</li> </ul>
R6. 7. 26	就労支援部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学（サポートセンター悠愛）</li> <li>・これまでの就労支援部会の取組について</li> <li>・今後の取組について</li> </ul>
R6. 8. 20	阿蘇圏域基幹相談支援センター設置プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置について</li> </ul>
R6. 9. 17	第2回阿蘇郡市市町村障がい福祉担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇圏域自立支援協議会設置要項について</li> <li>・地域生活支援拠点等及び阿蘇圏域地域生活支援拠点整備事業対応マニュアルについて</li> </ul>
R6. 11. 4	就労支援部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇マルシェに希望事業所が出店</li> </ul>
R6. 12. 3	北部ブロック会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援部会の今後の活動内容について</li> <li>・地域生活支援拠点等について</li> <li>・困難事例等について</li> <li>・日中サービス支援型共同生活援助の実施状況に関する報告について</li> </ul>
R6. 12. 4	南部ブロック会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等について</li> <li>・相談支援部会の今後の活動内容について</li> <li>・困難事例について</li> </ul>
R6. 12. 18	中部ブロック会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等について</li> <li>・相談支援部会の今後の活動内容について</li> <li>・困難事例について</li> </ul>
R7. 1. 17	第3回阿蘇郡市市町村障がい福祉担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱（案）について</li> <li>・各ブロック会議の報告</li> <li>・障害者差別解消支援地域協議会の設置について</li> </ul>

R7. 1. 29	子ども部会	・阿蘇圏域の障害児通所給付費等支給決定に関する事務取扱い見直しについて
R7. 2. 12	阿蘇圏域基幹相談支援センター設置プロジェクトチーム	・先進地である宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせいに視察を実施
R7. 2. 13	阿蘇圏域基幹相談支援センター設置プロジェクトチーム	・先進地である日田市障がい者基幹相談支援センターに視察を実施
R7. 2. 25	阿蘇圏域自立支援協議会運営委員会	・全体会に提議する事項について
R7. 3. 12	阿蘇圏域自立支援協議会全体会	・自立支援協議会での協議内容・取組報告 ・阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱の承認について

## (1) 専門部会活動状況報告

### ■ 相談支援部会（担当：小国町）

#### ① 令和6年度活動

##### <活動内容の見直し>

- ・ 開催を調整していたが基幹相談支援センターについての協議が主な議題であることから、会議の招集メンバーを相談支援部会の構成メンバーではなくプロジェクトチームメンバーのみとしていたため、基幹相談支援センタープロジェクトチーム会議へと変更。相談支援部会はプロジェクトチームとは別であることを確認。
- ・ 直近の相談支援部会としての活動記録が少なく、具体的な活動内容が不明であったため、活動内容や開催頻度等の見直しを開始。
- ・ 各ブロック会議にて今後の相談支援部会の活動内容等について協議を行い、第3回阿蘇郡市町村障がい福祉担当者会議にて意見を集約、次年度以降の活動に向けて検討を実施。

##### <関係会議への参加>

- ・ 阿蘇圏域相談支援事業所連絡協議会へ相談支援部会として出席し、基幹相談支援センターの設置や、相談支援部会の今後の活動について等の意見を伺った。

#### ② 今後の活動について

相談支援部会の活動内容について、事例検討の実施や研修会及び勉強会の開催等が必要であるという意見が見受けられました。今回出た要望を踏まえ、引き続き相談支援部会の活動内容及び開催頻度について検討し、定期的な開催が出来る体制が整うよう努めます。

### ■ 就労支援部会（担当：阿蘇市）

#### ① 令和6年度活動

##### <施設見学>

- ・ サポートセンター悠愛の農福連携レストラン「すずかれん」、大豆工房「小国のゆめ」、薬味野菜の里小国「結菱」、養鶏農園を見学。施設見学のみ相談支援事業所にも案内済。

（出席団体）

行政：阿蘇市、南小国町、産山村、西原村

事業所：阿蘇きぼうの家、阿蘇くんわの里、インターワーク、小国のゆめ・陽なたぼっこ、くんわ技研、就労支援センターたかもり、ナチュラルファームいまここ、LAB みなみ阿蘇、相談支援事業所きずな

##### <事業所の周知>

- ・ 阿蘇圏域障害福祉サービス就労関係事業所一覧を作成し配布。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、就労支援部会において、阿蘇圏域障害福祉サービス就労関係事業所の物品や役務について紹介した資料を作成。

##### <阿蘇マルシェへの出店>

- ・ 事業所からの要望を受け、就労支援部会として阿蘇圏域の障がい者福祉施設商品販売会の開催を検討、阿蘇市で「ガストロノミーウォーキング」と同時開催される阿蘇マルシェに3事業所が参加を希望し出店。

(参加団体)

行政：阿蘇市（準備や片付け等）

事業所：阿蘇きぼうの家、インターワーク、陽なたぼっこ

## ② 今後の活動について

阿蘇マルシェに出店した事業所からは「商品を多くの方に手にしてもらうことができた。」「障がい者の工賃向上に繋がった。」「出店していた店舗との交流ができてよかった。」「今後も就労支援部会として阿蘇圏域内で販売会を継続してほしい。」といった意見をいただきました。

令和4年度に自治体向けの周知を行いました。今年度には自治体向けに再周知を行う予定です。今後も事業所と行政が連携し、商品をより多くの人に周知する手段や阿蘇圏域障がい者福祉施設商品販売会として出店できる場所の確保について検討を行い、需要増進・工賃向上に努めます。

## ■ 子ども部会（担当：西原村）

### ① 令和6年度活動

<構成メンバーの選定>

- 令和5年度に引き続き阿蘇郡市障がい福祉担当と児童発達支援センター、相談支援事業所 きずなで協議を行い、以下の通り構成メンバーを決定。

種別	団体名
阿蘇圏域児童発達支援センター	児童発達支援センターきらり
指定障害児入所施設	サポートセンター悠愛
相談支援事業所 (相談支援連絡協議会幹事事業所)	相談支援事業所 きずな
行政関係者	阿蘇市 福祉課
	産山村 健康福祉課
	小国町 福祉課
	南小国町 福祉課
	高森町 住民福祉課
	南阿蘇村 住民福祉課
	西原村 住民福祉課

<中核機能事業所の選定>

- 阿蘇圏域において、児童発達支援センターきらりを地域における障害児支援の中核的機関として位置付けることを確認。

<個別サポート加算Ⅲ創設に伴う阿蘇圏域での対応について>

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により不登校の状態にある障がい児に対して支援を行った場合算定される個別サポート加算Ⅲが新たに創設されたことに伴い、阿蘇圏域での取り扱いについて協議を行い、年間30日以上欠席を不登校とする定義を定めた。

<障害児通所給付費等支給決定に関する事務取扱いの見直し>

- ・ 現在、市町村によって支給決定についての取扱いが異なることを受け、阿蘇圏域市町村での統一した取扱いを視野に入れて協議を行ったが、市町村の規模、職員配置の違い等から取り扱いの統一化は難しいと判断、未就学児の児童発達支援利用の際の意見書は不要であることのみ共通することとし、現行の事務取扱いは引き続き任意での利用とした。

② 今後の活動について

来年度は障害児通所支援事業所連絡会に参加し、事業所の意見を伺いたいと考えています。引き続き不登校児童のサービス利用や医療的ケア児支援について協議を行うとともに、現場の声を聞き、より優先度が高く現場のニーズにあった活動内容となるように努めます。

## (2)阿蘇圏域基幹相談支援センター設置プロジェクトチーム活動状況報告

### ① 令和6年度活動

#### <会議の開催>

- ・ 基幹相談支援センターの設置目標時期の明確化、先進地への視察の実施について協議。
- ・ プロジェクトチーム内での代表を行政側と相談支援事業所側から選出。

行政側…相談支援部会幹事市町村（令和6年度：小国町）

相談支援事業所側…時計台

#### <基幹相談支援センター設置に関する先進地視察>

- ・ 設置形態の異なる以下の2事業所へ訪問し、事業所の概要や最新の基幹相談支援センターの制度、設置に至るまでの経緯や現状について等の説明を受け、施設内の見学や設置に関しての質疑応答、意見交換を実施。

##### 宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい

宇城市・宇土市・美里町による圏域での1法人委託設置。およそ圏域の端と端の間地点に位置し、主任相談支援専門員を2名配置。令和7年度からは、新たに宇城圏域障がい者支援協議会事務局と地域生活支援拠点事業を担うため人員増加予定。

（出席団体）

行政：南小国町、小国町、産山村

事業所：時計台

##### 日田市障害者基幹相談支援センター

日田市単独での複数法人委託設置。相談支援専門員2名とスーパーバイザー1名の配置のほか、「官民両輪」の考えの下、日田市担当職員が積極的に参画。独自の取組として、遠方の地域への巡回相談を毎月実施、親なきあと相談会を定期的開催等。

（出席団体）

行政：阿蘇市、南小国町、小国町、産山村

事業所：時計台

### ②今後の活動について

基幹相談支援センターの設置について令和9年度当初の設置・運用開始を目標に、阿蘇圏域で可能な設置方法を協議します。

(3)阿蘇圏域地域生活支援拠点等運用状況の検証及び検討報告

a. 要支援者の事前把握及び体制 充足度：一定程度できている

必要に応じた適切な支援を行うことで障がい者等が安心して暮らし続けることができるように、圏域内の各市町村において要支援者の把握に努める。

① 現状・課題

- ・ 名簿作成には至っていない。
- ・ 潜在的に支援が必要な障がい者、障がい児は各市町村において一定程度把握している。

② 今後の対応等

- ・ 今後の運用状況により、必要に応じて名簿作成や情報共有等を検討を行う。

b. 相談機能 充足度：一定程度できている

基本相談支援を基盤とした計画相談支援を第1層、一般的な相談支援を第2層、地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを行う第3層とした3層構造での相談支援を行う。

① 現状・課題

- ・ 運用マニュアルに基づき、阿蘇圏域市町村・事業所と連携し相談体制を確保している。
- ・ 明らかに緊急でない場合も対応を求められる場合があったため、令和6年度に緊急時の定義について運用マニュアルに追加。

c. 緊急時の受け入れ・対応 充足度：一定程度できている

「虐待、急病等による介護者の不在または本人の障害特性に起因する対応困難等で、在宅での生活ができない事情等が生じた場合」を緊急時と定義し、障害福祉サービスの居宅介護または短期入所の活用を基本とし、障害福祉サービスの利用をしたことのない方には特例介護給付を活用する。

① 現状・課題

- ・ 運用マニュアルに基づき、阿蘇圏域市町村・事業所と連携し受け入れ先の確保に努めている。

② 今後の対応等

- ・ 今後も適宜連携に努める。

d. 地域移行のニーズ把握 充足度：一定程度できている

障がい者等の意思を尊重した地域生活を支援するため、本人のニーズの把握に努める。

① 現状・課題

- ・ 各市町村が地域生活支援拠点等と連携しニーズの把握に努めている。

② 今後の対応等

- ・ 今後も各市町村と地域生活支援拠点等が連携しニーズの把握に努める。
- ・ 必要に応じ連絡会等と情報共有を行う等、把握方法についても検討を行う。

- e. 体験の機会・場の確保 充足度：一定程度できている  
体験利用可能なグループホームや日中活動系事業所の情報を随時集約・提供を行い、一定の地域生活体験や生活アセスメントの実施ができる体制づくりに努める。
- ① 現状・課題
- ・ 体験利用可能な事業所の整理ができている。
  - ・ 各市町村が地域生活支援拠点等と連携しニーズの把握に努めている。
- ② 今後の対応等
- ・ 今後も各市町村と地域生活支援拠点等が連携しニーズの把握に努める。
- f. 専門的人材の確保・養成 充足度：一定程度できている  
障がい福祉に携わる関係者等を対象に、自立支援協議会等を活用し、障がい特性や緊急時の対応事例に基づいた報告会等を開催することで、阿蘇圏域全体の障がい福祉に関する資質向上に努める。
- ① 現状・課題
- ・ 運用マニュアルに基づき、圏域事業所と連携を図っており一定の専門性を担保している。
  - ・ いずれの機関においても人材が不足しており、人材獲得も難しい状況となっている。
- ② 今後の対応等
- ・ 今後も専門性の確保に努め、人材の確保について手立てを検討する。
- g. 地域の体制づくり 充足度：一定程度できている  
障がい者等が安心して暮らし続けるために、切れ目のない支援を目指し、事業所等と連携するとともに公的機関や各種制度を活用できる体制づくりを行う。
- ① 現状・課題
- ・ 地域生活支援拠点等を圏域で面的整備し、地域資源の見える化は実施できている。
  - ・ 運用マニュアルには「社会福祉協議会と連携し」との記載があるが、実施できていない。
- ② 今後の対応等
- ・ 社会福祉協議会との連携について、どのような対応が可能か協議を行う。
- h. 拠点等の運営状況 充足度：一定程度できている  
地域生活支援拠点等が地域に広く知られ、あらゆる障がい者等が地域生活を送るうえで適切な支援を受けることができるように、関係機関との連携強化に努める。
- ① 現状・課題
- ・ 阿蘇圏域市町村において、ほぼ同様の内容をHPに掲載し周知を行っている。
  - ・ 令和5年度に設定した今後の対応等について、「民生員児童委員の定例会で簡単なリーフレットの配布等を実施する」としていたが、実施できていない。
- ② 今後の対応等
- ・ 再度、民生委員児童委員の定例会で簡単なリーフレットを配布する等、住民への周知・広報に努める。
  - ・ 地域包括支援センター等関係機関への周知についても検討する。

(4) 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況に関する報告

国通達・県指定条例にしたがい、阿蘇圏域で当該サービスを実施している事業者から令和6年11月19日に報告を受け、北部ブロック会議において事業実施状況等を審査したところ、運営体制、日中活動、地域交流、他事業所との連携等において、適正な事業運営がなされておりましたので、一部、助言を加えたうえで、「良好」と評価しました。

別添1

日中サービス支援型共同生活援助 実施状況報告シート

1 事業所記入欄(記入日 令和 6年 11 月 19 日)

法人名称	社会福祉法人小国町社会福祉協議会
事業所名称	第二悠愛日中グループホーム事業所
事業の実施状況等(注)	
<p>日中サービス支援型グループホーム「星野」(令和2年10月開設)は、男性6名と女性4名の10名が入居しています。医務室に看護師が常駐しているため、短期入所4名の空室を活用して、他グループホーム入居者が疾病などで静養することもあります。また、入居者の中には進行性の難病で、看取り対応も行っています。小国公立病院等との連携で、訪問看護や、訪問リハビリなどを併用して利用しています。高齢・重度化により、医療機関と連携した医療ケアの必要性が高くなっています。その他、保護者の疲弊が著しく、在宅での生活が困難になった強度行動障がい者を、長期短期で緊急に受け入れています。</p> <p>「ブルースター」(令和3年10月開設)は、入居者8名と短期入所1室になっています。末期がんに罹患していることがわかり、看取り対応から緩和病棟に移った方もいます。また、入居者の中には、医療機関より老衰による看取り対応を助言された方もいます。今後、訪問看護などの医療ケアが必要になります。短期入所では、介助者不在時のレスパイトサービスとして定期的に利用されています。</p> <p>「明星」(令和5年5月開設)の入居者は、男性6名と女性4名の10名が入居されています。短期入所の居室には、外部からの出入り口を設け、グループホーム入居者と分離できるシャッターや、トイレ・浴室を設置しています。このため、感染症に罹患した重度障がい者向けの隔離室としても活用しています。また、透析開始の措置完了後の生活環境維持を目的にした短期居室利用も行っています。</p> <p>「星野」「明星」については、小国町の福祉避難所としての役割もあり、災害時の受け入れが迅速にできるように、日頃から避難訓練等を実施しています。また、「星野」「ブルースター」「明星」には、夜間支援員を2名配置しており、地域生活支援拠点として24時間体制の相談支援にも対応しています。</p>	

2 協議会評価欄(記入日令和 7年 1月 9日)

協議会名称	阿蘇圏域自立支援協議会
協議会からの評価・助言内容等	
<p>1. 設立目的・運営方針</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日号外厚生労働省令第171号)(以下、「基準」という。)</p> <p>第二百七条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に関わる援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	

上記の基準によって基本方針が示されているが、趣旨について理解していると判断する。施設理念についても、趣旨に沿った内容となっていることが伺える。

現状では知的障害に特化しているため、今後は対象を身体・精神や日中外出が困難な受給者の受け入れも視野に入れ、具体的な支援の組み立てを要望する。

## 2.日中活動について

入居者全員が、外部の日中活動サービスを利用しており、利用者が閉じこもることない運営が行えている。また、利用者及び利用予定者のニーズに応じた設備を設けることで利用者等にとって、より安全で快適な生活を送ることができており、利用者等のニーズや個性に応じたサービスが提供されている。今後、日中活動が行えないような重度の方の支援内容について検討することを要望する。

## 3.地域生活の支援について

可能な限り外出の機会を作り、住居内で支援が完結することのないような支援が行われている。

## 4.地域交流について

入居者間だけではなく、他のホームや在宅の方との交流が盛んにおこなわれており、交流機会が設けられていることが伺える。また、休日にも外出等を行うなど地域交流としての役割を果たしていると感じる。

## 5.短期入所について

介護者の不在時の利用や、入院の困難な重度障害者の緊急時の利用など、生活上の困難をサポートする機能を果たしている。

## 6.他の事業所との連携について

生活事業所、医療機関、相談支援事業所などの連携がとれており、適切なサービスの提供に寄与していると考ええる。今後も関係医療機関との連携を円滑に行い、継続した体制構築を要望する。

## 7.その他

災害時の福祉避難所として活用するなど、入居者だけではなく地域等に寄与する運営体制が構築されていると考ええる。

ホームページ等に本事業に関する記述がないため、可能であれば掲載することを要望する。

以上の内容を踏まえ、評価は「良好」とする。

## 基本情報

(回答時点

令和 6年10月

)

事項		事業所記入欄	
1	法人名称	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会	
2	事業所名称	第二悠愛日中グループホーム事業所	
3	事業開始年月日	令和2年10月1日	
4	協議会への前回報告日	令和 4 年 11 月	
5	日中サービス支援型と同時に行う短期入所事業所	種別	併設型
		定員	6
6	共同生活住居①	住居名称	星野
		住所	熊本県阿蘇郡小国町宮原2608番地1
		定員	10
7	共同生活住居②	住居名称	ブルースター
		住所	熊本県阿蘇郡小国町黒淵2915番地
		定員	8
8	共同生活住居③	住居名称	明星
		住所	熊本県阿蘇郡小国町宮原2758
		定員	10
9	共同生活住居④	住居名称	
		住所	
		定員	
10	共同生活住居⑤	住居名称	
		住所	
		定員	

※住居数が足りない場合は別途行を追加してください。

## 協議事項

### (1) 阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱の提案について

阿蘇圏域で面的整備を行っている地域生活支援拠点等について、阿蘇圏域市町村で同内容の実施要綱の策定を提案いたします。

※要綱中の市町村名についてはそれぞれの市町村名が入ります。

### 南小国町阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に定める地域生活支援拠点又は面的な体制を整備する事業（以下「本事業」という。）を阿蘇圏域において実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に定める障害者をいう。
- (2) 障害児 法第4条第2項に定める障害児をいう。
- (3) 阿蘇圏域 阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村をいう。
- (4) 拠点等事業所 第5条第3項の規定により登録された事業所をいう。
- (5) 阿蘇圏域自立支援協議会 法第89条の3の規定に基づき、阿蘇圏域の市町村が共同で設置している協議会をいう。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は南小国町（以下「町」という。）とし、拠点等事業所と協力及び連携して業務を実施するものとする。

（事業内容等）

第4条 本事業は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障害の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、障害者等の地域生活を支援するため、次の各号に掲げる機能を分担して面的な支援を行う体制を整備し、その充実を図るものとする。

- (1) 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備を含む。）

(4) 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

(拠点等事業所の登録)

第5条 拠点等事業所として町に登録しようとする事業者は、事前に町と協議を行うとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規定において、当該事業所を、本事業を実施する事業所として規定し、阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業所届出書（様式第1号）により町長に届け出なければならない。また、地域生活支援拠点等機能強化加算を算定する拠点等事業所においては地域生活拠点等機能強化加算に係る届出書（様式第2号）を併せて届け出るものとする。

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 法第36条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定又は当該事業所が法第38条第1項の規定に基づく指定障害者支援施設の指定を受けていること。

(2) 法第30条第1項の規定に基づく基準該当事業所又は基準該当施設であること。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定又は当該事業所が同法第24条の9第1項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定を受けていること。

(4) 法第51条の20第1項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の28第1項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

(5) その他町長が適当と認める事業者

3 町長は、第1項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて拠点等事業所として登録を行い、阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

4 町長は、拠点等事業所を運営する事業者について、その事業所名、所在地、法人名を公表するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、阿蘇圏域の他市町村が本要綱の規定と同様の手続を経て登録した拠点等事業所については、本町において登録されたものとみなす。

(登録の変更又は廃止)

第6条 拠点等事業所は、登録の内容を変更、廃止、休止又は再開する時は、速やかに阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業所届出書（様式第1号）に、変更、廃止、休止又は再開する内容が分かる書類を添えて町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、登録内容の変更、廃止、休止又は再開を決定し、阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

(登録の取消し)

第7条 町長は、拠点等事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の要件に適合しなくなったと認められるとき。
- (2) 不正又は虚偽の届出により登録を行ったことが判明したとき。
- (3) その他事業所として不相当であると町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

（登録状況の共有）

第8条 町長は、第5条第3項、第6条第2項又は第7条第2項の規定による通知を行ったときは、当該通知書の写しを阿蘇圏域自立支援協議会へ送付し、登録状況の共有を図るものとする。

（報告及び調査）

第9条 町長は、拠点等事業所に対し、本事業等の運営状況について、随時報告を求めることができる。

2 町長は、拠点等事業所に対し、必要に応じて本事業等の運営状況に係る調査を実施することができる。

（秘密の保持）

第10条 本事業の業務に従事する者は、職務上知り得る利用者に関する秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

南小国町長 様

届出者 所在地  
 事業者名  
 代表者名

阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業所届出書

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として、以下の通り届け出ます。

届出区分	新規 ・ 変更 ・ 廃止 ・ 休止 ・ 再開	
事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所の連絡先	電話 : FAX : E-mail :	
事業所番号		
サービス種別		
24時間対応 (相談支援)	可 ・ 不可	
体験利用の有無 (体験の機会・場)	可 → (地域移行支援のみ・サービス利用前の体験利用) 不可	
地域生活支援拠点等 としての位置づけ	南小国町と地域生活支援拠点等の機能を担うことについて協議した日	年 月 日
連携担当者		
算定する加算		
その他		

※添付書類

- ・ 運営規程
- ・ その他町長が必要と認める書類

南小国町長 様

届出者 所在地  
 事業者名  
 代表者名

地域生活支援拠点等機能強化加算に係る届出書

① 地域生活支援拠点等の機能について協議した日 年 月 日

② 拠点コーディネーターの配置状況

常勤で専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事する者

(1) 法人・事業所名：

氏名：

(2) 法人・事業所名：

氏名：

地域生活支援拠点等に属する常勤の拠点コーディネーターの人数 (Ⅰ) 名

拠点コーディネーター数に応じた加算の月内算定上限件数 (Ⅱ) 回

$((Ⅰ) \times 100 = (Ⅱ))$

③ 拠点機能強化サービスの構成

(1) 拠点等機能強化サービスの構成形態

(同一の事業所において一体的運営・相互に連携して運営)

(2) 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定件数上限の配分 (目安)

法人・事業所名	該当する障害福祉サービス等	算定回数 (目安)
		回
(Ⅲ) 合計 (月内算定上限)		

※ 目安の合計が、月内算定上限内であるか確認  $(Ⅲ) = (Ⅱ)$

上記①～③を満たしており、拠点機能強化事業所として要件を満たしている。

様

南小国町長

阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業所登録決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業所の登録について、以下の通り決定いたしましたので通知いたします。

区分	新規 ・ 変更 ・ 廃止 ・ 休止 ・ 再開
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電話 : FAX : E-mail :
事業所番号	
地域生活支援拠点等 として登録した機能	
算定する加算	
地域生活支援拠点等 機能強化加算の算定	可 ・ 不可
適用年月日	年 月 日
備考	

第 号  
年 月 日

様

南小国町長

阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

南小国町阿蘇圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱第7条第2項の規定により、下記の通り登録を取り消しましたので通知いたします。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の連絡先	電話 : FAX : E-mail :
事業所番号	
取消理由	
登録取消年月日	年 月 日
備考	

# 阿蘇圏域自立支援協議会設置要項

阿蘇圏域自立支援協議会設置要項 . . . . . 2 0

阿蘇圏域自立支援協議会委員名簿 . . . . . 2 2

阿蘇圏域自立支援協議会組織図 . . . . . 2 3

## 阿蘇圏域自立支援協議会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、障害者総合支援法第77条第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の10の規定に基づき、阿蘇障害保健福祉圏域内の市町村（以下「市町村」という。）が共同設置する阿蘇圏域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 市町村が実施する障害者相談支援事業を受託した指定相談支援事業者の運営評価等
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催するものとする）
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等
- (4) 地域の社会資源の開発、改善
- (5) 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用
- (6) 権利擁護、就業支援等の分野別のサブ協議会等の設置、運営
- (7) その他、協議会で必要と判断された事項

(組織)

第3条 協議会は、30人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、障害者関係団体、教育・雇用関係機関、学識経験者等のうちから選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、協議会設置後、最初の任期については、選出の日から平成21年3月31日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、別紙輪番表に定める市町村の障害福祉主管課長がその職務を行うものとする。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、第5条第1項に定める市町村の障害福祉主管課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- この要項は、平成19年3月27日から施行する。  
この要項は、平成19年10月26日から施行する。  
この要綱は、平成24年2月17日から施行する。  
この要項は、平成25年4月1日から施行する。  
この要項は、令和5年4月1日から施行する。

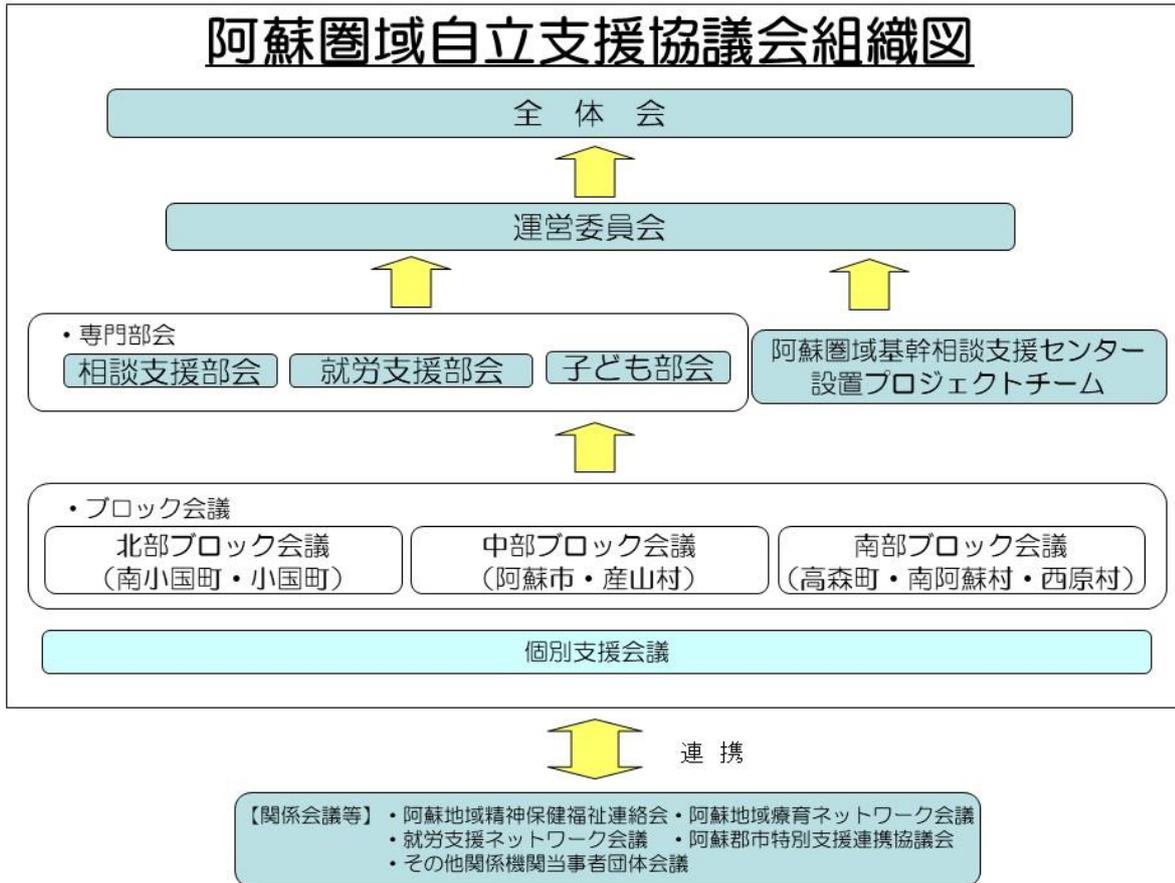
### 阿蘇圏域自立支援協議会庶務担当市町村輪番表

年度	庶務（幹事） 担当	相談支援 部会担当	就労支援 部会担当	子ども 部会担当
R 5	南小国町	小国町	阿蘇市	西原村
R 6	南小国町	小国町	阿蘇市	西原村
R 7	小国町	産山村	南小国町	阿蘇市
R 8	小国町	産山村	南小国町	阿蘇市
R 9	産山村	高森町	小国町	南小国町
R 1 0	産山村	高森町	小国町	南小国町
R 1 1	高森町	南阿蘇村	産山村	小国町
R 1 2	高森町	南阿蘇村	産山村	小国町
R 1 3	南阿蘇村	西原村	高森町	産山村
R 1 4	南阿蘇村	西原村	高森町	産山村
R 1 5	西原村	阿蘇市	南阿蘇村	高森町
R 1 6	西原村	阿蘇市	南阿蘇村	高森町
R 1 7	阿蘇市	南小国町	西原村	南阿蘇村
R 1 8	阿蘇市	南小国町	西原村	南阿蘇村
<p>※ 以降、阿蘇管内市町村のけん制順に2年サイクルで庶務を持ち回る こととする。</p>				

## 阿蘇圏域自立支援協議会 委員名簿

分野	No.	団体名	役職	備考
相談支援事業所	1	阿蘇総合支援センター	代表	中部ブロック
	2	第二悠愛相談支援センター	代表	北部ブロック
	3	高森寮相談支援センター	代表	南部ブロック
	4	相談支援事業所 時計台	代表	全ブロック
学校関係者	5	阿蘇教育事務所	代表	
	6	小国支援学校	代表	
障害者当事者等	7	阿蘇郡身体障害者福祉協会連合会	代表	
	8	阿蘇市身体障害者福祉協会	代表	
	9	阿蘇郡市知的障害者相談員	代表	幹事市町村
	10	阿蘇地域精神障害者家族会	代表	
保健・医療関係者	11	阿蘇郡市医師会	代表	
	12	阿蘇やまなみ病院	代表	
権利擁護関係者	13	熊本地方方法務局阿蘇大津支局	代表	
労働雇用関係者	14	阿蘇公共職業安定所	代表	
	15	熊本県北部障害者就業・生活支援センターがまだす	代表	
施設関係	16	たちばな園	代表	
	17	インターワーク	代表	
	18	発達障害支援センター'わっふる'	代表	
行政関係者	19	阿蘇市福祉課	課長	中部ブロック
	20	南小国町福祉課	課長	北部ブロック
	21	小国町福祉課	課長	北部ブロック
	22	産山村健康福祉課	課長	中部ブロック
	23	高森町住民福祉課	課長	南部ブロック
	24	南阿蘇村住民福祉課	課長	南部ブロック
	25	西原村住民福祉課	課長	南部ブロック
	26	県北広域本部福祉課	課長	
	27	阿蘇地域振興局保健予防課	課長	

## 阿蘇圏域自立支援協議会組織図



## 阿蘇圏域自立支援協議会体制

全体会	【役 割】 圏域全体における課題の協議・確認等を行う 【メンバー】 自立支援協議会委員
運営委員会	【役 割】 全体会に提議する事項に関する協議等を行う 【メンバー】 相談支援事業所（相談支援連絡協議会幹事事業所のみ）、行政関係者
就労支援部会	【役 割】 就労支援に関する具体的な議論を行う 【メンバー】 労働雇用関係者、就労支援関係事業所、相談支援事業所（相談支援連絡協議会幹事事業所のみ）、行政関係者（就労支援部会幹事及び各ブロック部会幹事）
相談支援部会	【役 割】 相談支援に関する具体的な議論を行う 【メンバー】 相談支援事業所、行政関係者（相談支援部会幹事及び各ブロック部会幹事）
子ども部会	【役 割】 障がい児等の支援に関する具体的な議論を行う 【メンバー】 児童発達支援センターきらり、特定障害児入所施設、相談支援事業所（相談支援事業所連絡協議会幹事）、行政関係者
阿蘇圏域 基幹相談支援センター 設置プロジェクトチーム	【役 割】 基幹相談支援センターの設置に関する協議を行う 【メンバー】 委託相談支援事業所、行政関係者
ブロック会議	【役 割】 ブロック内における困難ケース等に関する協議を行う 【メンバー】 行政関係者、相談支援事業所、就労支援関係事業所（いずれも関係するブロック内事業所等のみ）
個別支援会議	【役 割】 個別のケースに関するサービス調整等の協議を行う 【メンバー】 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、民生委員、就業・生活支援センター、市町村等